

# 新宿区基本構想

東京都新宿区



新宿　ともに<sup>い</sup>生き、<sup>つど</sup>集うまち

— 新宿区基本構想 —

# 目 次

1 章 新時代の新宿区をめざして	
1-1 新しい時代に向かって .....	1
1-2 新時代の新宿像 .....	4
2 章 まちづくりの大綱	
2-1 健康でおもいやりのあるまち .....	7
2-2 とともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち .....	11
2-3 安全で快適な、みどりのあるまち .....	15
2-4 魅力ある新都心と活力にみちた産業のまち .....	20
3 章 実現へ向けて	
3-1 特別区制度改革の推進 .....	24
3-2 行財政の効率的運営 .....	25
3-3 新しい時代に対応する執行体制の確立 .....	25
3-4 区民参加の推進 .....	25
3-5 民間企業の役割 .....	26
3-6 国、都への要請 .....	26

# 1 章 新時代の新宿区をめざして

## 1-1 新しい時代に向かって

私たちのまち、新宿区は、大都市東京の中であって、幾多の変遷を経ながら、区民のたゆみない努力によって、めざましい発展をとり、活力にみちた東京の中心的な存在にまで成長してきた。

今、新宿区は、大きな新しい時代の流れに直面している。

それは、高齢化、国際化、高度情報化の進展、さらに、都庁舎の新宿移転などに伴う業務地化の急激な動きなど、これまでとは大きく様相の異なる流れである。

特に、新宿区においては、高齢化の進行が著しく、それは同時に、区民ひとりひとりの人生が、80年という長期にわたる、長寿社会の到来を意味しており、21世紀を子どもから若者、そして老人まで、あらゆる年齢層の人々が、豊かな人生を送ることができる時代とすることが求められている。

そのためには、生涯を通じての福祉や教育の充実と、家族がともに生活できる環境条件の整備など、家庭や地域社会の中で、すべての区民が、ともに支えあい、自立した生活を送ることができるような、長寿社会にふさわしい地域社会を構築していくことが、なによりも大切である。

また、新宿区は、その約6割が、住宅地によって占められ、約30余万の人々が住んでおり、住宅都市としての性格を備えている。

しかし、近年の業務地化の進行や地価の高騰は、そこに住む人々

に深刻な影響を及ぼしており、そのことが新宿区の定住人口減少の一因ともなっている。

また、核家族化や単身世帯の増加など、世帯構成の変化も地域コミュニティの弱体化をもたらし、区民生活に複雑な影響を与えており、活力のある地域社会の再生が求められている。

そのためには、区民生活と都市機能の調和を、もう一度住む人の立場に立った視点でとらえ直し、新宿区に住みたいと願う人々が、安心と快適さをもって過ごせるようなまちづくりを進め、定住人口の確保に努めることが、なによりも大切である。

21世紀に向かって、新宿区は、新しい時代の流れがもたらす光と影を見極めつつ、時代の変化に即した新しい発想と区民の自覚と責任によって、人々が新宿区に住む喜びと誇りをもつことのできる地域社会をつくりあげなければならない。

それは、世界の恒久平和を希求する、平和都市新宿区に期待されている姿でもある。

ここに、明るく住みよい新宿区を築き、次の世代に引き継いでいくための、21世紀への道しるべとして「新宿区基本構想」を策定する。

この基本構想の策定にあたっては、「人間性の尊重」「自立と交流連帯」「地域性の重視」を、基本理念とする。

### 〈人間性の尊重〉

誰もが、個性ある人間として平等に尊重され、平和な社会の中で、安全かつ自由で、健康に生きることは、憲法で保障された基本的な

権利であり、これを将来にわたり尊重する。

### 〈自立と交流連帯〉

区民ひとりひとりが、豊かで幸せな生活を実現するためには、区民が個人として自立し、互いにふれあい、信頼をもって支えあう、交流連帯の地域社会を築いていく。

### 〈地域性の重視〉

それぞれの地域の個性ある生活や文化は、先人の知恵と努力の結晶であり、この地域性を重視して、区民の主体的な参加のもとに、住みよい地域社会や調和のとれたまちづくりを進める。

この構想は、区政運営にとっての長期的な指針であるとともに、区民と区がともに力を合せて達成すべき目標である。

また、この構想は、国や都をはじめ民間などが、新宿区にかかわる施策、事業などを行うにあたって、尊重されるべき指針としての役割を有するものである。

## 1-2 新時代の新宿像

21世紀における新宿像は、「ともに生き、<sup>つど</sup>集うまち」である。

### 〈ともに生きる〉

新時代の課題の一つは、長寿社会を迎え、人生80年をいかに安心して生きていくかである。

そのためには、子どもや老人、障害をもつ人をはじめ、すべての区民が、家庭や地域で生きがいをもって生活できるような、地域とともに育む福祉社会の形成が不可欠である。

それには、これまでの福祉サービスだけでなく、生活の場を中心とした地域社会での各種サービスの総合化が必要である。

そして、なによりも、新宿区は、そこに住みたいと願う人々が、快適な生活環境の中で暮らせるまちでなければならない。

21世紀の新宿区、それは、新宿区に住みたいと願う人々が、安心して、ともに生きていけるまちである。

### 〈ともに<sup>つど</sup>集う〉

都庁舎移転を機に、新宿区は、東京の行政の中心地としての時代を迎え、国際化や高度情報化の進展の影響を受けながら、新しい文化の創造の場として、あらゆる人々が交流する広場としての役割を担うことになる。

そのためには、住宅地と商業業務地との調和した、計画的なまちづくりを進めるとともに、国際交流の拠点としての新しい都市空間を形成しなければならない。

そして、その空間は、区民を中心とした交流の広場であると同時に、広く都民にも開かれた広場でなければならない。

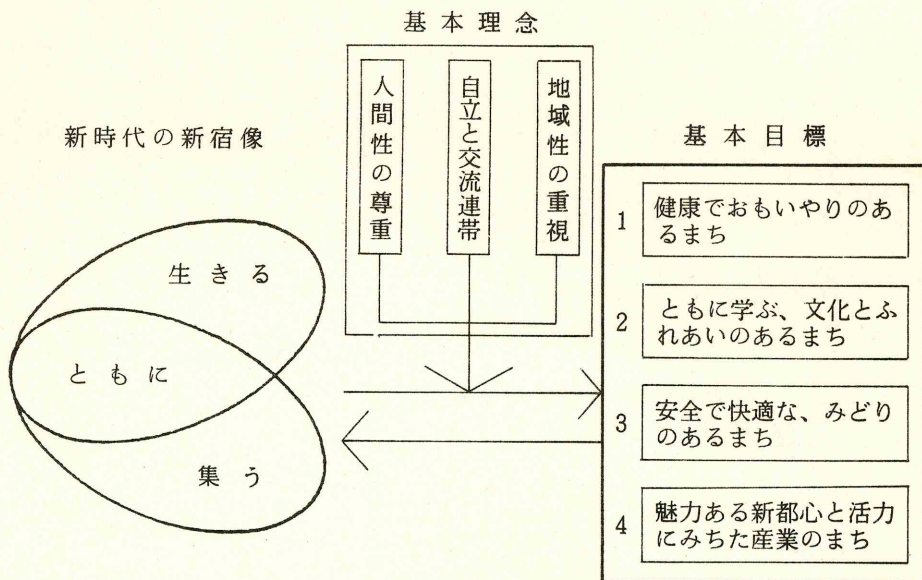
21世紀の新宿区、それは、新宿区に住み、働き、学び、憩う人々がともに集い、新しい新宿文化を築いていくまちである。

## 2章 まちづくりの大綱

人々の幸せは、その居住する地域社会の中で、それぞれが個性ある人間として尊重されるとともに、親しくふれあい、助けあい、そして互いに支えあいながら、健康で快適な生活を送ることである。

それは、区政の努力はもとより、区民が個人として自立し、地域社会で交流、連帯しあうことにより実現されるものである。

こうした認識に立って、21世紀に向けての新宿区のまちづくりは、新時代の新宿像の実現のため、基本理念のもとに、次の4本の柱を基本目標として推進する。



## 2-1 健康でおもいやりのあるまち

人口の高齢化、成人病の増加、生活様式の多様化や医療技術の発達などに伴い、健康づくりに対する区民の関心が高まってきている。

また、ストレスの多い現代社会では、心の病で治療を受ける人が増えている。

これからは、体の健康づくりとともに、心の健康づくりを進める必要がある。

また、高齢化の進展や家族構成の変化に伴い、多様な社会福祉サービスが求められており、福祉と保健医療の連携を図りながら、在宅福祉を中心にした地域における福祉の総合化を進めることが重要である。

### (1) 心と体の健康づくり

健康は、区民が幸せな人生を送るうえでの基本である。

自分の健康は自分でつくることを原則として、医療機関、地域保健医療団体などとの有機的な連携のもとに、生涯を通じた健康づくりを進める。

#### 〈生涯を通じての心身の健康づくり〉

ライフステージに対応したスポーツなど健康増進活動の充実と、施設の整備に努める。

また、医療機関との連携に基づき、生涯を通じた健康づくりを推進する。

さらに、心身ともに健康であるように、精神衛生対策の確立を図

り、心の健康づくりを進める。

#### 〈地域保健医療体制の整備〉

区民の健康な生活を守るために、保健活動の充実を図る。

また、病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションなど、一貫した保健医療サービスが受けられる、地域保健医療体制の整備を進める。

### (2) 地域とともに育む福祉社会づくり

子どもや老人、障害をもつ人をはじめ、すべての区民が、家庭や地域の中で、健康で豊かな生活を送ることができるように、在宅福祉を中心にした社会福祉の充実を図る。

そのためには、誰もがいつでも必要な社会福祉サービスを受けられる体制を整えるとともに、ライフステージに対応した社会福祉サービスを進める。

#### 〈福祉施策の体系化〉

区民の福祉ニーズの多様化と量的拡大に対応した、総合的な福祉行政を進めるために、ライフステージに即した福祉施策の体系化を図る。

#### 〈在宅福祉の推進〉

老人や障害をもつ人が、住みなれた家庭や地域の中で生活が続けられるように、在宅福祉を推進する。

そのためには、地域における福祉施設の体系的整備と、訪問サー

ビスなど日常生活援助システムの充実に努める。

〈社会参加と生きがいづくり〉

老人や障害をもつ人が、生きがいをもち、多くの分野において、社会参加や就労ができるような環境づくりを進める。

〈ともに育む福祉の推進〉

家庭、地域、学校の連携を密にして、児童、青少年の生活と活動に対応した、良好な地域環境の整備を図る。

また、保育ニーズの多様化に対応した、保育の充実に努めるとともに、家庭と地域の保育機能の強化を図る。

さらに、母子、父子家庭や低所得者などに対する、適切な相談、援助などの充実に努める。

**(3) 新しい社会福祉の推進**

社会福祉ニーズの多様化に対応した、福祉と保健医療サービスの連携や福祉の多元的供給システムの開発など、新しい社会福祉サービスシステムの開発を進める。

また、民間との連携やボランティアの育成と活用により、社会福祉の充実に努める。

〈福祉と保健医療サービスの連携〉

福祉と保健医療サービスの連携を密にし、在宅福祉などに対応した、総合的なサービスシステムの開発を進める。

〈新しい福祉供給システムの開発〉

行政の責任を明確にし、民間との役割分担を含めた福祉の多元的供給システムの開発など、新しい社会福祉サービスの充実を図る。

〈参加による福祉の推進〉

学校教育や社会教育を通じて、福祉教育を推進する。

また、ボランティアの育成と活用を図り、参加による福祉を推進する。

**(4) 女性の地位向上と社会参加の促進**

男女平等の実現をめざして、女性の地位向上に努めるとともに、高齢女性をはじめとした、女性の生活の安定を図る。

また、女性があらゆる分野において、男女平等に参加、活動できる体制の確立を図り、女性の社会参加の促進に努める。

〈女性の地位向上と生活の安定〉

学校教育や社会教育を通じて、男女平等教育を推進するとともに、男女平等の確立と女性の雇用促進に努める。

また、高齢女性をはじめとした、女性の生活の安定を図る。

〈社会参加の促進〉

女性の自立性を尊重し、女性があらゆる分野において、男女平等に参加、活動できる体制の確立に努める。

## 2-2 ともに学ぶ、文化とふれあいのあるまち

次代を担う子ども達が、地域社会の中で、学習や遊び、スポーツを通じて、心身ともにたくましく成長し、国際社会の一員として、世界の平和と繁栄に寄与できるように、人間性豊かに育てられることが重要である。

また、区民にとっては、自らの個性と能力を発揮できる、文化活動や学習の場と機会の拡大が必要である。

同時に、あらゆる分野で、人々の心のふれあいの場を形成していくことも大切である。

こうしたことから、健康で情緒豊かな子どもを育てる学校教育を推進するとともに、それぞれの地域特性を重視しながら、文化、スポーツ、コミュニティ施策の総合的な運営方策を確立し、住みよい地域社会をつくりあげていくことが必要である。

### (1) 生涯学習、スポーツの推進

21世紀を担う子ども達が、心身ともにたくましく成長するため、家庭、地域、学校が密接な連携を図り、地域全体として児童、生徒が健全に育つ教育環境の整備に努める。

また、学校開放の積極的な展開を図りながら、地域に開かれた学校づくりを進める。

さらに、区民ひとりひとりが生涯を通じて、個性や能力を発揮し、生きがいをもって生活できる、生涯学習やスポーツ活動の条件整備を進める。

#### 〈教育環境の充実〉

幼児、児童、生徒が健やかでたくましい心身をもちながら、社会的、国際的な感覚を高められるように、家庭、地域、学校が相互の連携のもとに、教育内容、教育環境の向上を図り、新しい時代にふさわしい学校づくりを進める。

また、学校外教育環境についても、地域ぐるみでの教育を進めるとともに、公園、広場などをはじめ、子どもの健全育成のための、良好な地域環境の整備を図る。

さらに、心身障害学級及び養護学校の教育環境の充実と、普通学級との交流教育の推進に努める。

#### 〈地域に開かれた学校づくり〉

地域に根ざした教育と開かれた学校づくりを進めるために、学校開放を積極的に展開し、地域住民との交流と参加を推進する。

子どもをはじめ人々が、国際性をもった豊かな人間性を育むために、外国人との教育交流の場を拡充する。

また、ニューメディアについても適切な対応を図る。

#### 〈生涯学習、スポーツの条件整備〉

ライフステージに対応した、体系的な各種社会教育講座など、生涯学習の機能と場の充実を図る。

また、区内の大学などとの連携による社会教育を進める。

学習、スポーツ活動グループの育成や指導員など人材の発掘を進め、生涯学習、スポーツの活性化を図る。

また、図書館は、それぞれの地域特性を踏まえて、配置、整備し、

特色をもつた図書館として、機能拡充を図る。

さらに、学校図書室などの充実を図り、図書館との連携強化を促進する。

## (2) 個性ある地域文化づくり

個性ある人間形成と充実した生活を営むために、地域の文化活動の活性化を図るとともに、文化交流を推進する。

また、都市全体を生きた博物館としてとらえ、各種文化、歴史的資源を有機的にネットワーク化し、地域文化の基盤づくりを進める。

### 〈地域文化活動の活性化〉

優れた芸術文化や、歴史的行事など伝統文化に接する機会の拡充を図るとともに、文化行事、文化的活動の活性化を進める。

また、団体、グループの育成や文化活動家の発掘など、文化活動の支援体制の確立を図る。

さらに、友好都市の提携や国際交流を積極的に進め、他都市との文化交流を促進する。

### 〈文化資源の保護と活用〉

歴史的文化財、史跡、伝統的行事などの文化資源の保護、保存とそのネットワーク化を図り、都市全体を生きた博物館として活用できるような、文化環境づくりを推進する。

## (3) ふれあいと連帯の推進

住みよい地域社会を形成するために、それぞれの地域性を重視し

ながら、コミュニティづくりを進める。

そのためには、コミュニティ活動の支援体制づくりに努めるとともに、リーダーの発掘と養成、情報の提供、イベントの開催などの条件整備を図る。

また、公共施設を、コミュニティ施設として体系的に整備し、活動の場の拡大に努める。

#### 〈コミュニティ活動の活性化と支援体制づくり〉

コミュニティリーダーの発掘と養成を積極的に進めるとともに、地域特性にあったイベントの開催や情報サービスの強化を図る。

また、地域住民の活動組織が、より自主的、自立的に活動できるように、支援体制の確立に努める。

#### 〈コミュニティ施設の体系的整備〉

特別出張所を、コミュニティ施設として整備する。

また、学校を含めた各公共施設の機能分担と相互補完システム化を推進し、いつでも誰でも利用できる身近なコミュニティ施設として、これらを総合的、体系的に整備する。

さらに、民間の集会施設との協力関係を促進し、コミュニティサロンとして有効活用を図る。

## 2-3 安全で快適な、みどりのあるまち

新宿区の都市構造は、新宿駅など主要駅周辺の商業業務地と、それ以外の住宅地とに大きく分けられる。

しかし、近年の業務地化の進行や急激な地価の高騰は、商業、業務機能の住宅地への侵入をもたらし、土地利用上さまざまな混乱が生じている。

今後とも、区民が安心して快適に暮らし続けることができるように、土地利用の適正な誘導を図りながら都市基盤を整備し、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進め、人口の定住化を図ることが重要である。

また、人々が安心して生活し、都市活動が維持できるような、災害に強いまちづくりを推進しなければならない。

さらに、いかなる都市も自然生態系の中で営まれることを深く認識し、みどりとうるおいのある、快適な都市環境づくりを強力に進めていくことが大切である。

### (1) 計画的なまちづくり

住宅地系、商業業務地系、工業地系の適正な土地利用の誘導を図るとともに、混合地域については、住・商・業務などの機能が共存、調和したまちとなるように規制、誘導するなど、計画的な土地利用を進める。

また、地域の特性を十分に生かして、地域別に計画的なまちづくりを進めるとともに、居住環境上あるいは防災安全上、特に改善を必要とする地区の重点的な整備を図る。

〈適切な都市構造づくり〉

住宅地と商業業務地と工業地とが、バランスのとれた市街地として発展するように、都市整備計画の策定を図る。

また、都市整備計画に相応した、道路交通施設、供給処理施設などの都市基盤施設の整備を促進する。

〈地域の特性を生かしたまちづくり〉

それぞれの地域の特性を生かして、地域別の市街地整備を図り、個性のあるまちづくりを進める。

また、道路が狭く住宅が密集しているなど、居住環境上、防災安全上、特に改善を要する地域については、重点地区として市街地整備を図る。

## (2) 安心して暮らせるまちづくり

都市基盤や防災施設の整備により、災害に強いまちづくりを進めるとともに、区民の防災意識の高揚を図り、災害に強い地域社会づくりを進める。

また、犯罪や交通事故、公害のない、安全で明るいまちづくりを進める。

〈災害に強いまちづくり〉

建物の不燃化や避難場所、延焼遮断帯などの防災施設の整備を図る。

また、区民の防災意識の高揚や防災区民組織の育成など、災害に強い地域社会づくりを進める。

さらに、神田川、妙正寺川流域での水害を防止するために、公共団体や民間の協力のもとに、総合的な治水対策を推進する。

〈安全で明るいまちづくり〉

防犯対策や交通安全対策の充実を図る。

また、公害防止、環境浄化などの環境対策の推進により、安全で明るい清潔なまちづくりを進める。

### (3) 快適な住環境づくり

便利で快適な都市生活を営むために、住みよい住宅地づくりを進め、定住人口の確保に努める。

また、生活道路や交通安全施設の整備を進めるとともに、公園、広場の整備を図り、ゆとりある快適な住環境づくりを推進する。

さらに、区民のまちづくり意識の高揚やまちづくり教育を進め、住民参加のもとに、住みよい住環境づくりをめざした、まちづくり活動を促進する。

〈住みよい住環境づくり〉

業務地化による用途混在を防止するとともに、良好な住宅地の保全や住環境の改善を図り、住みよい住宅地づくりを進める。

また、公的住宅の建設を含めた良好な住宅建設の促進と、住みよい住環境づくりをめざした、区民参加のまちづくり活動を推進する。

〈道路、交通施設の整備〉

交通の利便性の向上や快適な生活空間の形成を図るために、生活

道路の体系的な整備を進めるとともに、交通安全施設や楽しく歩くことのできる、歩行者空間の整備を図る。

また、地域の役割に対応した、道路機能の適性化に努める。

さらに、老人や障害をもつ人などの利用も配慮した、道路機能の改善を図る。

#### 〈公園、広場などの整備充実〉

適切な公園の配置、整備や街かど広場などの身近な広場の整備を図る。

また、デザインを工夫した特色ある公園づくりなどを進め、ゆとりある住環境づくりに努める。

#### (4) みどりのある美しいまちづくり

四季の変化が感じられ、きれいな空気や水、豊かな樹々につつまれた住環境を形成するために、みどりの多いうるおいのあるまちづくりと、美しい街並みの創出に努める。

#### 〈みどりのあるまちづくり〉

残されている良好な樹木、樹林を守るとともに、みどりをふやしていくために、緑化意識の高揚を図りながら、積極的に地域緑化を推進する。

また、身近な緑地、緑道などの整備や、水辺などの憩いのある空間づくりを進める。

〈美しいまちづくり〉

美しい道路づくりなどを進め、街並みの整備を図る。

また、まちのサインや都市空間の演出を図り、わかりやすく美しいまちづくりを進める。

## 2-4 魅力ある新都心と活力にみちた産業のまち

新宿区は、東京における国際化、情報化の広がりの中、国際的な業務、商業活動の拠点として成長しつつあり、区民生活との調和が重要な課題となっている。

また、都庁舎の移転を機に、都民の交流の場としての条件整備も求められている。

これらの解決のためには、区の主体性に基づき都や民間との連携を図り、魅力的な新都心づくりを進めることが必要である。

また、産業においては、経済のサービス化、技術革新など新しい産業構造の変化に対応できる、中小企業の振興に努めるとともに、活力ある地域産業の発展を図る必要がある。

さらに、商店街においては、地域の生活や文化の交流拠点として、魅力ある地域商店街づくりを進める必要がある。

また、消費生活の多様化や高度化が進む中で、安全な消費生活の確保も大切である。

### (1) 魅力ある新都心づくり

国際的な交流の場にふさわしい、生活、文化、行政、産業などの複合的な交流都市としての都市機能の充実を図るとともに、新宿駅周辺地域の整備を進め、魅力ある新都心の形成を図る。

#### 〈都市機能の整備と充実〉

国、都や民間との連携のもとに、文化性の高い新都心の形成を図るために、広域的な道路交通施設や供給処理施設などの、都市施設

の整備と魅力的な業務、商業空間の形成に努める。

#### 〈新宿駅周辺の整備〉

周辺環境との調和を図りながら、業務地化の適正な誘導に努めるとともに、総合的な道路交通体系の整備を進める。

また、人々が集い、楽しむ広場づくりや都市空間の演出を図る。

さらに、緑化やサインづくりなどを推進して、国際的な交流の場  
にふさわしいわかりやすいまちづくりを進める。

## (2) 活力ある地域産業づくり

新しい産業動向に対応した経営基盤の強化に努めるとともに、地  
域にふさわしい活力ある産業づくりを進める。

#### 〈中小企業の振興〉

技術革新、情報化に対応した経営相談、指導診断の強化と融資制  
度の充実を図り、経営の安定化に努める。

また、業界の連携を強化し、多様な共同事業などを推進し、経営  
基盤の整備に努める。

#### 〈地場産業の育成〉

印刷、製本関連産業や染色業など地場産業の経営の安定化を図る。

印刷、製本関連産業については、技術革新、情報化、国際化に対  
応した振興育成施策の充実を努める。

染色業については、業界の連携強化と人材の育成や技術の伝承に  
努める。

また、区民の文化活動との積極的な交流を促進する。

〈働く人のための条件整備〉

就労の多種、多様化に対応した労働条件、労働環境の実態を踏まえ、福利厚生事業などの充実を図る。

**(3) 魅力ある地域商店街づくり**

地域の特性を生かした個性ある商店街づくりを進め、地域住民にとって快適で魅力ある買物空間づくりを進める。

〈魅力ある買物空間づくり〉

地域の生活や文化活動の拠点となるような、個性のある買物空間づくりを進め、消費者との積極的な交流を図る。

〈商店街の経営基盤の強化〉

経営相談、指導診断の充実や融資制度の拡充を図る。

また、商店街相互の連携と魅力ある商店街づくりを推進し、経営基盤の強化に努める。

**(4) 安全な消費生活の確立**

消費生活の多様化や高度化の進む中で、消費者教育の充実と消費生活の安定化に努める。

〈消費者教育の充実〉

消費者のための講座や研修会など学習機会の充実に努め、消費者

教育の向上を図る。

また、消費者団体の育成と相互交流の強化を図る。

さらに、訪問販売や老人を対象にした歪んだ商行為への対応に努める。

#### 〈消費生活の安定〉

消費生活に関する情報提供システムを充実し、消費生活の安定を図る。

また、相談、指導、監視、苦情処理などの体制の強化に努める。

## 3章 実現へ向けて

基本構想の実現には、区政が総力を結集し、区民参加のもとに、各分野の行政施策を総合的、計画的に実施することが必要である。

しかし、新宿区における都市活動は、行政の領域をこえた民間や国、都の大きなエネルギーによって展開されている面がある。

したがって、まず区の自治権と財政自主権の確立を図るとともに、行財政の効率的運営と民間や国、都との緊密な協力、連携を進めなければならない。

### 3-1 特別区制度改革の推進

特別区は、公選の区長、区議会をもち、実質的には区民に最も身近な自治体としての役割を担っているが、法律上は、特別地方公共団体として位置づけられ、一般市とは異なるさまざまな制限を受けている。

新しい時代に対応した、区民福祉の向上にかかわる行政サービスを自主的に遂行していくためには、特別区を普通地方公共団体に改め、事務権能の拡充とその裏付けとなる財政自主権の確立が必要である。

そのためには、他区や都との連携のもと区民とともに、引き続き国へ積極的に働きかけ、特別区制度改革の実現に努力する。

### 3-2 行財政の効率的運営

区政運営の基本は、常に、区民福祉の向上にあるという認識のもとに、行財政の効率的運営を行うことである。

そのためには、行政の公共的責任はもちろんのこと、企業経営的発想をも取り入れながら、最少の経費で最大の効果をあげるよう努力する。

また、基本構想の実現に必要な財源措置などを、国や都に対して強く要請するとともに、区自ら、財源確保などの工夫を積極的に行い、財政基盤の強化に努める。

### 3-3 新しい時代に対応する執行体制の確立

新しい行政需要に対応する行政組織の再編と強化を図るとともに、組織相互の横断的な連携を密にし、区民にわかりやすい執行体制を確立する。

また、区政を担う職員は、区民本位の区政を進めるため、常に、全体の奉仕者としての使命感と意欲をもち、資質の向上と柔軟性を発揮しながら、まちづくり施策を推進する。

### 3-4 区民参加の推進

区民は、自分たちのまちは自分たちの手でつくり、育てていくという心構えをもつ必要がある。

そのために区は、区民ひとりひとりが地域社会の構成員としての自覚と責任をもつて、地域社会づくりを進めていくことのできる仕組みをつくる。

また、身近な区政の実現のために、広報、広聴機能の充実と情報公開制度の活用など、あらゆる機会を通じて、区民の区政参加を進める。

### 3-5 民間企業の役割

地域のまちづくりは、そこに住む区民と区、そして民間企業が力を合せて、行うものである。

特に、新宿区においては、民間企業の役割は大きく、その社会的責任も大である。

したがって、まちづくりに対する民間企業の積極的な理解と協力を求め、住みよいまちづくりを進める。

### 3-6 国、都への要請

区民生活に重大な影響を与える地価の高騰に対する抑制策や、都庁舎移転による都市活動の増大に見合う都市基盤の整備などについて、国や都にその対策や促進を強く要請する。

また、広域的な課題などについては、国、都や隣接自治体などとの密接な連携を図りながら取り組んでいく。

本書は平成3年4月増刷したもので、本紙は再生紙を使用しています。



